

休会制度の概要

【趣旨】公益社団法人福岡県作業療法協会（以下、本協会とする）は、主に出産・育児、介護、長期の病氣療養などを理由に、一時的に休職や退職を余儀なくされた会員の、収入がない（もしくは著しく減少する）状態への支援策として休会制度を創設し、正会員の休会に関する規程を定めました（平成26年12月1日理事会承認）。これまでは、会費を支払いながら会員に留まるか、退会するか二者択一しかありませんでしたが、これからは、正会員の特例として会費を免除される休会という選択肢が加わることとなります。また、休会期間中に休会事由がなくなった場合には、年度半ばであっても途中復会することもできるようになりました。

＜注意＞ この制度を利用して本協会を休会しても、自動的に日本作業療法士協会を休会することにはなりません。日本作業療法士協会は別に手続きが必要となります。

【期間】休会期間は1年度単位（4月1日～翌年3月31日）とし、最大で5回まで、連続的もしくは断続的にとることが可能です。そして、休会期間中の1月31日までに延長手続きか退会手続きを行わない限り、翌年度の4月1日から自動的に復会することとなります。

【義務の免除】休会すると、その期間中の会費が免除されます。

【権利の停止】休会すると、その期間中の次の権利が停止されます。

- (1) 代議員選挙及び役員候補者選挙の選挙権及び被選挙権
- (2) 社員にあっては社員総会での議決権
- (3) 本協会が主催する学会及び研修会への参加
- (4) 会報以外の本協会発行物の受取

【申請手続】

前提条件……①申請年度までの会費が完納されていること

②過去の休会期間が5年間に達していないこと

提出書類……①休会届（本協会事務局に連絡し、所定の用紙を請求。これに必要事項を記入し、署名・捺印）

提出期限……休会しようとする年度の前年度の1月31日まで

提出先……公益社団法人 福岡県作業療法協会 事務局

〒802-0044 北九州市小倉北区熊本1-9-1 ONE OFF 第2ビル101

【復会にあたって】休会期間中の1月31日までに延長手続きか退会手続きを行わない限り、翌年度の4月1日から自動的に復会することとなります。復会時の次年度会費請求書等は一律自宅宛に発送し、それ以降の本協会発行物も、本人による変更届の提出がない限り自宅宛に発送されます。

【途中復会を希望する場合】休会期間中に休会事由がなくなり、年度途中でであっても復会を希望する場合は、①本協会事務局に連絡して「復会届」の用紙を請求し、これに必要事項を記入、署名・捺印して提出するとともに、②当年度の会費を納めることをもって、復会することができます。ただし、年度途中の予期せぬ復会となるため、時期によっては、上記の【権利の停止】に示された諸権利すべてが直ちに行使できるとは限りません。復会手続きが完了した翌日（その日が休業日に当たる場合は、休業日の翌日）から準備を始め可能となる範囲でのみ行使できるものであることを、あらかじめご了承ください。